

イギリス・チベット協定(1904年)と英中関係(1)

小 林 隆 夫

はじめに

朝鮮における中国の宗主権を認知することによって、英中間の通商・政治的関係を強化しようとするイギリスの東アジア政策は、日清戦争における中国の敗北・藩属国朝鮮の喪失によって崩壊する。中国を以て東アジア世界の盟主とした華夷秩序の崩壊とされる指標である。しかし、中国の近隣諸国に対する宗主権の主張が、全く形骸化した19世紀末から20世紀初頭においても、イギリスはチベットにおける中国の宗主権を認知する政策を継続した。そのような政策は1910年の中国のラサ全面侵攻および1912年のチベット独立宣言の伏線となった。1890年代に入ってから、チベットは中国に対する反抗的姿勢を明白にして、中国のチベットにおける宗主権が完全に形骸化したことはイギリス政府の目から見ても明らかになっていたが、それにもかかわらず、なぜイギリス政府は衰退明らかな中国のチベットにおける宗主権を尊重し続けたのであろうか。

この問題について、ノルブ(Dawa Norbu)は次のように主張した。イギリスは、チベット・インド間の2000マイルにも及ぶ境界の安全をいかに保つかという課題を常に突き付けられており、その長大な境界の安全維持のために、高いコストをかけてチベットを植民地化することは得策ではなかった。また保護国化することもコスト面で難があった。とってチベットを独立国扱いすることは、中国の感情を害して、巨大な中国貿易を損ねることにもつながりかねない。とすれば、中国がチベットに宗主権を及ぼしているという虚構を続ける以外にない。チベットをすでに弱体化した中国の宗主権下に置くことが英領インドの安全保障にとって最も害がない¹。プラーグ(Michael Praag)もまた、イギリスが中国の宗主権を認めた背景には、インドの防衛や中国貿易の維持拡大というイギリス帝国全体の利益が優先されたためであると主張した²。中国との良好な関係維持の側面を宗主権認知の主因とみなす以上の見解に対し、パレス(Wendy Palace)はむしろ、20世紀に入ってからイギリスがロシアとの和解を進める方向に転じたことを重視し、チベットが英露両国にとって最も妥協しやすい地域であったこと、すなわちチベッ

トに中国の宗主権を両国が認めることで英露の利害の調整が図られた側面を指摘している³。ラム (Alstair Lamb) は、イギリスが中国において保持していた政治・通商等の総合的利益を指摘する一方、ロシアとのチベットについての利害調整が、宗主権の認知に大きな影響力があったことを示唆している⁴。

本稿においては、イギリス外務省所蔵チベット関連文書⁵の分析を中心に、中国のチベットにおける宗主権を再確認した英中間のチベット協定調印 (1906年) に至るまでのイギリス政府の政策決定過程を解明することで、イギリスの中国政策の性格を再吟味してみたい。

1. 19世紀におけるイギリスのチベット政策

インド市場をめぐるイギリスとフランスの抗争は、七年戦争において最終段階に入り、1757年のプラッシーの戦いにおけるイギリスの勝利で幕を閉じる。勝利したイギリスはベンガル地方の支配を強化し、1774年になると東インド会社はジョージ・ボーグル (George Bogle) をラサに派遣してパンチェンラマ (Panchen Lama) との接触を試み、チベット市場開拓の可能性を探った。以後、東インド会社はインド北方に位置するシッキムを経由して直接チベットに入るルートを開拓する試みを強化した。チベットの市場としての期待は、19世紀半、ベンガルとシッキムの中間に位置するダージリンが商業・保養地として発展するにつれて高まり、1860年代にはインド産の茶の輸出市場としてのチベット市場が有望視されることになる。

このような中で、イギリス政府内において、チベット市場開拓をめぐる2つの路線が浮上した。その一つは、中国の宗主権を通して、チベットへの通商拡大を図るものであり、イギリス本国政府及び外務省がその主要な提唱者であった。もう一つは、インドから直接チベットへ接触を図ろうとするものであり、英領インド政府が主唱していた。もっともイギリスのチベットへの接触の試みは、1880年代半ばまでは本国政府及び外務省による中国の宗主権を利用する路線が優越していた。その主要な理由として、1860年の第二次英中戦争に勝利したイギリスが、中国における大幅な通商特権獲得に成功し、無限の中国市場の拡大のために、中国との友好関係強化が必要であるという判断が存在していたことにある。同時にチベット政府がイギリスによる侵略を警戒、宗主国・中国の同意を盾として、イギリスとの外交関係樹立を拒み続けた背景も存在していた。

こうした事情により、1870年代後半から中国との間に結ばれたチベットに関する一連の条約や協定は、中国のチベットにおける宗主権を国際法的に認知する性格を持つことになった。もっとも1874年頃、トマス・ウェイド公使 (Sir Thomas Wade) がインド政府によるチベットとの直接接触を提唱したが、インド政府が拒否し、また中国政府にもチベットの鎖国を維持したいという事情があり⁶、これを受けて、1876年に英中間で調印された芝罘協定補足条項においては、中国政府が発給するパスポートを携行すると

いう条件付きながらも、イギリスはチベットへ使節団を派遣する権利を確保した。これは、チベットは中国固有の領土ではなく、中国の宗主権下にあることを確認したものであった。というのは、1858年締結の天津条約の規定においては、イギリス人が中国内地旅行をする際においては、イギリス領事が発給し、かつ中国地方当局が署名したパスポートを携行することが明示されていたからである。すなわちイギリス領事が発給するパスポートでは、チベットに入国できないというのならば、チベットは中国内地ではないことを意味したのである。

もっともチベット政府はヒマラヤ山脈一帯に勢力を拡大するイギリスを警戒して、イギリスとの接触を好まず、中国政府も積極的にチベット政府にイギリスとの通商を進めさせようとはしなかった。一方、インド政府もしばらくチベット市場開拓を積極的に推進しようとはせず、1880年代半ばにようやくチベット使節団派遣の試みを再開したが、イギリスが上ビルマ併合を中国に受諾させた見返りとして中国に使節団派遣の中止を譲歩した結果⁷、1886年7月に締結されたビルマ・チベット協定で、中国がチベットにおける通商拡大に便宜を図ることを交換条件として、インド政府は使節団派遣を中止した。さらに1886年にチベット軍が英領シッキムへ侵入し、これをイギリス軍が撃退した事件を背景として1890年に調印されたシッキムとチベットに関する英中通商協定は、シッキム・チベット間の境界を確定するとともに、中国のチベットにおける宗主権を再確認した。

問題は1890年代に入ってチベットが中国の宗主権を無視する傾向を強めたことであった。1893年12月のシッキムとチベットに関する英中協定補足通商規定は、イギリスによるシッキム保護国化の承認とヤトゥン（Yatung）における交易所の設置を明記した。その結果、ヤトゥンは1894年5月開設されたものの、チベットはパーリ（Phari）に税関を設けてヤトゥン交易所の通商活動を妨害し、英中間による境界確定にも異議を唱えた。その対応として、中国の駐蔵大臣（アンバン）は境界確定の5年間延期を提案したが、インド政府は拒否した。ただしインド政府は1899年までチベットの申し立てを容認するも、中国の宗主権は名目のみのものと判断し、インド省に対してチベットとの直接接触を提案するようになる。これに対してイギリス駐華公使マクドナルド（Sir C. MacDonald）はインド政府案を時期尚早と反対し、再度中国にチベット説得を要請したが、中国内政の混乱により実現しなかった⁸。

結局19世紀を通して、イギリス政府、外務省及びイギリス公使館は、チベットをあくまで中国の藩属国とみなし、その宗主国としての権威を通すことによってチベット市場の開拓を図る政策を重視したといえる。この政策に大きな動揺を与えたのが、インド総督カーゾン（George Curzon）の行動である。

2. ヤングハズバンド使節団のチベット遠征とイギリス・チベット協定（ラサ協定）

1895年、日清戦争で中国が日本に敗れ、同時にチベットの中国に対する反乱が顕著になると、中国のチベット保護能力に対する懐疑心がインド政府内で強まるようになった。この懐疑心は、1902年にチベット商人が1893年の英中協定を侵犯し、公然とイギリス領シッキムに侵入するとさらに強まることになった。イギリス政府は、1893年の協定ではチベットは中国の宗主権下であり、よって中国がチベット人の行動に対して拘束力を持つとする見解を提示していた。しかし、この事件は中国がチベット人のシッキム侵入を阻止する力を持たないことを白日の下に晒した。その間、グレートゲーム、すなわち英露両国の中央アジア全域をめぐる勢力抗争も激化しつつあった。1885年春、ロシア軍はアフガニスタン南下を進め、インド北辺の安全保障を危惧したイギリス政府は、一時ロシアと臨戦態勢に入った。この危機は英露両国がアフガニスタン境界の確定交渉を進めることに合意することで緩和されたが、チベットにおいてはダライラマ13世がロシアとの接触を開始して、1898年にロシア使節バラノフ（Baranoff）のラサ入城を認めた。一方ロシア政府も1900年にモンゴル人僧侶ドルジエフ（Dorjjeff）率いるチベット使節団を受け入れた。その結果、ダライラマとロシアの共謀関係、すなわち、外国、事実上イギリスがチベットへ侵入する際には、ロシアがチベットを援助する約束の存在が噂されるようになった。ロシア政府は否定したものの、チベット側はロシアの支援を得たかのように振る舞った。

1898年、インド総督に着任したカーゾンにとってのチベットは、その鉱産資源のゆえにインド財政の有力な歳入源であり、かつインド・ロシア間の緩衝国家としての有用性を持つものであった。カーゾンは1900年と1901年にダライラマとの直接接触を試みた。カーゾンにとって、中国の宗主国としての役割は無きに等しかった。

いわゆる中国のチベットに対する宗主権は制度上の虚構であり、中国・チベット両国の便宜性のために維持されているに過ぎない政治的見せ掛けである。……実のところ、ラサ駐在の2人の中国のアンバンは総督としてではなく、大使としているにすぎない。そして、チベットにおいて宗主権という虚構を維持している全中国軍はといえば貧弱な武装の500人にも満たない兵士に過ぎない⁹。

カーゾンのダライラマとの接触の試みは、ダライラマの拒否によって失敗した。このことはカーゾンとインド政府の考えをより強硬なものにした。インド政府はチベットの意向とは無関係に、ラサへ使節を派遣する可能性を検討する方向へと向かったのである。イギリス本国政府・インド政府間の事務連絡業務を担当していたインド省は、このようなインド政府の対チベット強硬策が隣国ネパールの嫌疑を招き、かつ宗主国中国の気分

を害する、そしてチベットの対露接近を促しかねないと判断し、インド政府の方針に批判的態度を示した¹⁰。しかしカーズンは、ロシアによるチベットの保護国化は可能性というよりも事実であり、中国はチベット問題について責任の自覚がないと判断した。彼にとって、チベット問題は、ラサにおいてイギリスが直にチベット政府と条約を締結すること、すなわちイギリスの直接的チベット介入によってのみ解決されるのであり、中国を通じたチベットとの会談は無意味であった。「中国の宗主権という虚構とチベットの孤立は、インド政府にとっては政治・軍事的危険という要因がない限り許される」のであった。

これに対してイギリス本国政府は、チベットへの直接介入が中国領土の侵害ないし、ロシアに対する挑発行為となりかねないという懸念を強め、カーズン案を拒否した。イギリス外相ランズダウン（Lord Lansdowne）はロシアのチベット干渉問題については外交ルートでロシアとひとまず協議することを重視し、ロシア駐英大使ベンケンドルフ（F. Benckendorff）とチベット問題に関する会談を催した。しかし、ロシアにチベットへの干渉の有無を問いたすことは、逆にロシアからイギリスのチベット遠征計画に対する反対を招く懸念もあり、結局、この会談は英露両国による非公式なチベット相互不干渉の声明の提示にとどまった。一方、カーズンは本国政府のラサへの使節団派遣を認めない方針に対応して、英中間のチベットに関する条約を利用してチベットに通商拠点を確保し、それを布石として将来的にチベットにイギリスの政治的影響力を拡大する方針へと転換した。

カーズンはチベット及び中国代表との交渉場所として、シッキム・チベット境界沿いのチベット側領内に位置するカンバジョン（Khambajong）を要求した。イギリス政府は当時イギリスが満州、アーデン、ソマリランドなどで抱えていた諸問題に関連して、新たにチベットで新たに事件を起こすことは得策ではないと判断し、インド使節団がカンバジョンを超えてチベット領内に入り込まないこと、そしてイギリス人官吏を駐在させないことなどを条件に、つまりチベット政府に敵対行動という印象を与えないことを前提にギャンツ（Gyantse）を交易所として要求するインド政府の提案にししぶ同意した。一方、中国駐蔵大臣もインド政府と国境問題について交渉する用意があることを表明し、ヤトゥンかシッキムないしダーズリンなど、英領インド内の町においてイギリス使節団・チベット代表・駐蔵大臣による通商交渉を行う旨を提案した。しかし、チベットへの調節的影響力の敷設を意図したカーズンにとっての場所とは、チベット領内でなければならなかった¹¹。

1903年6月に開始されたヤングハズバンド（Francis Younghusband）使節団のチベット派遣は、200人の護衛兵を伴った軍人文民の混成部隊であり、中国とチベットに対してより強力な条件を突き付ける目的を持っていた。そして交渉が成功した際には交易所としてギャンツを要求し、1893年の協定に従って商務官を駐在させることを予定した。

商務官と政務官の区分は明白ではなかったため、商務官に政治的活動を担当させようとしたのである。また、交渉が不調ないしチベットが過去の条約を履行しない場合には、チュンビ（Chumbi）溪谷の封鎖ないし占領という形で抗議することも予定したのであった。

ヤングハズバンド使節団は1903年7月にシッキム国境を超え、カンバジョンへ入った。中国とチベットは使節団派遣に乗り気ではなかったが、抵抗もしなかった。しかし、駐蔵大臣のカンバジョン到着が遅れ、チベット代表もダライラマからの全権委任を受けたものではなかった。1903年11月、カーゾンがヤングハズバンドにチベット内地への前進を指示した。カーゾンはその理由として次のものを挙げた。チベットがイギリス臣民（ネパール人）を逮捕虐待して処刑した。チベットはイギリス使節団の物資輸送に必要なヤクを殺し、使節の前進を妨害した。チベットはヤトウン交易所を閉鎖した。中国は故意に駐蔵大臣の派遣を遅らせ、交渉を引き延ばす意図を持ち、チベットはその間に軍備を増強している。ロシア軍がラサ近郊に展開しており、チベットにはロシアの支援を期待してイギリスと戦争する意図を持っている。11月6日、インド省と外務省は、チベットの永久占領やチベット領内に使節を永久に駐在させることは認めず、ロシア政府へも使節団派遣に関する説明を行うことを前提に、カーゾンの方針を許可した。その結果、使節団はチュンビ溪谷のパーリ（Phari）へ前進し、3か月間チベット代表を待った。これに対してチベット側は使節団にヤトウンへ戻り、そこで交渉を行うように要請した。

1904年3月、使節団はさらに前進してチベット軍と衝突し、チベット側に700人の犠牲者が出た。使節団は報復のためと称してギャンツへの進撃を要請した。バルフォア（Arthur J. Balfour）内閣は使節団派遣を同意した手前、この要請を拒否できなかったが、使節団によるチベットの永久占領とラサにおけるイギリス官吏の駐在を禁止することで、インド政府を抑制しようとした。こうした中、1904年4月11日、使節団とチベット軍は再度武力衝突し、使節団側に11名の犠牲者を出したもののギャンツに到着、5月にもチベット軍の攻撃を受けることになる。ヤングハズバンド使節団がチベット側から攻撃を受けたという体面上、イギリス政府はヤングハズバンドの面子を立てるためにもラサ進撃を許可し、8月3日ヤングハズバンドはラサに入城し、9月7日、チベット政府代表との間にイギリス・チベット協定（ラサ協定）を調印することになる¹²。

このようにヤングハズバンド使節団のチベット遠征をめぐって、チベットにイギリスの直接的影響力を植え付けようとするカーゾンのインド政府の思惑と、これを嫌って中国の宗主権の保護の下にチベットの静謐を保とうとする本国政府の方針が絡み合い、イギリスのチベット政策を混乱させるものとなった。

ところでヤングハズバンド使節団がラサに接近すると、ダライラマ13世はラサから逃亡し、ダライラマの代表でガンデン修道院チーフアボットのティ・リムボチェ（The

Ti Rimpoche) ほカラサの3つの大修道院の代表者との間で協定が調印されることになる。中国駐蔵大臣の有泰は8月にヤングハズバンドと数度会談し、後述のようなイギリス・チベット協定案第9条にある「いかなる外国」という表現に中国を除外する文言がないことで中国の利益が損なわれていると警告した。さらに有泰は、チベットは中国の「属国 (dependency)」であると述べ、チベットに外政に関するイギリスの事前同意を求めるような条項は中国に有害となると指摘、加えて償金の減額を要求した。この経緯についてヤングハズバンドは、有泰は「いかなる第3国」にも中国が含まれないとの約束に安堵した、とインド政府に報告している¹³。さらに有泰はヤングハズバンドとチベット代表の協定調印交渉を仲介し、この協定を黙認した。

イギリス・チベット協定は主として次の内容を規定した。①シッキム・チベット境界を規定した1890年英中協定をチベット政府が尊重すること（第1条）。②ヤトウンに加え、ギャンツとガルトク (Gartok) に交易所を開設すること（第2条・第5条）。③チベット政府は1893年通商協定規定の修正についてイギリス政府と交渉すること（第3条）。④チベットはイギリス使節団攻撃に関する償金75万ルピー（50万ポンド）を年1度75年の分割払いにおいてイギリス政府へ支払うこと。⑤償金支払の履行並びに第2条、3条、4条、及び5条の履行の保証としてイギリスはチュンビ溪谷を占領すること。⑥イギリス政府の事前同意なしにチベット領土をいかなる外国 (any foreign power) へも割譲しないこと。いかなる外国官吏や臣民に対しても、鉄道・電信・鉱山ほかの利権を付与しないこと。チベットの歳入をいかなる外国並びにその臣民に抵当として当てないこと（第9条）。

第9条においてインド政府が意図したものは、イギリスのチベットにおける排他的利益の確保であり、ロシアのチベットにおける影響力の排除であったとされる。しかし、この条項は中国の宗主権を事実上の否定することにもつながりかねず、そのためこの条項をめぐって、その後の英中関係は紛糾することになる。さらに、ヤングハズバンドは高額の償金要求を許可しなかった本国政府の指示に背いていた。またヤングハズバンド使節団の遠征にはタイムズ紙特派員が同行して遠征の顛末を報道したため、その波紋は英中両国間にとどまらず、ロシア、ドイツ、イタリアなどにも広がることとなったのである。

3. ラサ協定の国際的波紋

ラサ協定が調印されると、中国外務部の慶親王は駐華公使サトウ (Sir Ernest Satow) に対し、中国の宗主権が完全に取り除かれてしまったと異議を唱え、本来ロシアの影響力を除去する目的であった第9条に問題があるとの印象を与えた。外務部は有泰に対して協定の条文、特に9条を注意深く熟考すること、そして協定が発効する前にヤングハズバンドを説得して9条を修正させることが必要であると指示した。ヤングハズバンド

は中国の宗主権は9条において影響を受けないと保証したが、外務部は、中国が外国と締結した通商条約の最恵国条項がチベットにも適用され、外国勢力がチベットに干渉しかねないと憂慮していたのである¹⁴。中国政府はさらに、天津道台の唐紹儀をチベットに派遣し事情調査にあたらせる旨を公表した¹⁵。ロンドンにおいてはロシア代理大使がランズダウン外相にタイムズ紙に公表されたチベットとの協定文はチベットへの干渉を否定したランズダウンの保証とは異なると抗議し、ペテルブルクにおいてもラムズドルフ外相 (Count Lambsdorff) がイギリス大使に対し、同協定がロシアに対してきわめて悪い印象を与えていると発言した¹⁶。

サトウはインド総督の行動に不満を表明し¹⁷、イギリス政府はインド政府に対して75万ルピーを75年分割払いさせる取決めに承認できないと通告、インド総督に償金を25万ルピーに減額し、チュンビ溪谷の保証占領期間を3年に短縮させる権限を与えた¹⁸。しかしヤングハズバンドはこの指示を無視し、9月23日にラサを出立した。そのため、チベットへの不干渉を本国政策の基礎とする旨をインド政府へ前年11月に通達していたインド相ブロドリック (St John Brodrick) の怒りは収まらず¹⁹、そのためインド政府は善後措置として、ヤングハズバンドインドの帰還を待ってから事情を聴取した上でラサ協定を批准し、それと同時に償金減額と占領期間短縮を認める宣言を発する方針へと傾いていく。またイギリス政府は、中国を説得してラサ協定に同意する協定を英中間で締結し、これを以て中国の宗主権をイギリスが公式に承認した証として示すことで中国政府を納得させる方針を固めていった。

この中国の同意協定案については、ヤングハズバンドは9月22日にラサで再度有泰と会談し、彼が個人的に異議なしと語った旨をインド政府へ報告している²⁰。一方、ラサにおける有泰・ヤングハズバンド間での同意協定未調印の知らせを知ったサトウは、中国を同意させるような協定の形式をランズダウンに問い合わせ、自らが北京において中国政府と同意協定を調印する可能性の是非を照会した²¹。ランズダウンは、イギリス政府の基本方針として中国の宗主権を認める同意協定調印についての異議はないものの、ラサ協定9条自体の修正は受け入れないと回訓する一方、ブロドリックに対して、北京における同意協定調印案に対する同意を求めた²²。ブロドリックもまた、10月4日に北京調印案に合意した²³。

これを受けてサトウは10月5日、慶親王と会談し、イギリス政府はチベット協定の修正要求には応じられないものの、中国の同意協定においては中国の宗主権の認知を含める意向があると伝達した。親王は、ドイツ・アメリカ・イタリア及びフランス各国公使が中国政府に投げかけた辛辣な発言、すなわち、中国が同意協定に調印した際に、フランスが雲南に、ドイツが山東半島に、日本が福建における特権について同様な同意協定を中国に要求する危険性を不安視した。これに対してサトウは、交易所はすべての国に区別なく開放されるものであるが、中国の18省と宗主権下にある自治的国家との間

には根本的な相違がある、特にビルマ貿易に関するイギリスと中国の特殊協定がその例であると指摘し、列国公使の考えなどは、イギリスが中国との同意条約の調印なしで済ませれば問題ないことだとも言い放った。さらにサトウは、イギリス政府が自らに訓令を発した時にはヤングハズバンドがすでにラサを出立したことを知らず、よってヤングハズバンドとアンバンが同意条約の調印者となることは今となっては不可能に思うと発言した。

慶親王は同意条約なしで済ませる考えに強烈な拒否反応を示し、一兩日中にカルカッタへ出向いてインド政府と交渉を請け負う官吏が到着するはずであると述べて、同意協定のカルカッタにおける調印を暗に希望した。このようなやり取りから、サトウは、中国の望みに沿うために、カルカッタを好ましい交渉候補地として外務省に推薦したのである²⁴。

イギリス本国においては、ロシア駐英大使がチベット協定第9条をしてイギリスによるチベットの保護国化の試みなのかと詰問していた。ペテルブルクからは、イギリス駐露大使ハーディング（Charles Hardinge）が、協定第9条と1890年のロシア・ペルシア鉄道協定の間に類似点がある共通項がある、つまりペルシア政府もまた、ロシアの事前同意なしにはペルシア国内の鉄道利権を与えることを禁止されている内容があることにイギリス政府が注意を払うよう促した²⁵。

プロドリックはサトウのカルカッタ交渉案に対して北京交渉案を提示した。プロドリックは英中間で調印された1890年及び1893年協定をチベットが無視した経緯に鑑み、チベット代表の同席なき英中間のチベット協定修正交渉の適切さを疑うといい、それゆえにインドにおいて英中交渉を行う意味はないと指摘、北京における同意協定の調印を推奨したのである²⁶。このようなプロドリックの見解は興味深い。なぜならインド省は、カーゾン・インド政府が推進したチベットへの直接介入政策を批判的とする政府・外務省寄りの立場をとりつつも、チベットにおける中国宗主権の実態をも疑問視していたからである。

これに対してインド政府はサトウの意見に同調し、中国との同意条約交渉場所としてカルカッタが望ましいと主張した。その理由として、1890年及び1893年の交渉はインドにおいて行われていること、北京を選ぶと情報が漏洩し、外国勢力が干渉する恐れがあること、そして中国政府及びイギリス駐華公使がともにカルカッタを推薦していることを挙げた。また、チベット協定の修正については、ヤングハズバンドとの協議後に返答するとした²⁷。

このようなサトウやインド政府のカルカッタ交渉案に対してプロドリックは反発した。プロドリックは、インド政府と中国政府がローカルな問題としてチベットを扱った1890年及び1893年と今とでは、もはや状況が異なっており、インドとチベット間で詳細な協定締結に向けて交渉が進行中であるので、北京の外国筋がいかに反対しようが、

中国がイギリスとチベットの協定に同意しさえすればよいと指摘した。カルカッタへの交渉場所の移行は中国に同意を延期させる言い訳を与えるだけである。このようにブロードリックはインド政府に反論し、ランズダウン外相に対して10月17日に、北京交渉がイギリス政府の最終決定であるとしてインド政府へ伝えるよう要請した²⁸。

ところがそのようなインド省も、11月半ばまでにはインド政府同様にカルカッタにおける中国の同意協定調印案に賛意を示すようになるのである²⁹。これはどのような状況判断によるものであろうか。

4. 中国のチベット属州化案の波紋

さて、話を再確認するならば、元来ヤングハズバンドのチベット遠征を実行させたインド総督カーゾンの考えは、ロシアのチベットへの影響力拡大を先取りするために、チベットにイギリスないしインドの直接的影響力を植え付けることにあった。75万ルピーの償金の75年分割払いをチベットに要求し、その間チュンビ溪谷を保証占領するという協定の調印は、イギリスのチベット占領期間をできる限り長期化しようとするインド政府の目論見であった。しかし、イギリス本国政府のチベット政策における基本原則はチベット内政への不干渉であり、そのために償金の減額と占領期間の大幅短縮をチベットに譲歩を規定した協定の修正を指示したのである。インド政府がこの本国政府の要求に応じた理由は、遠征の首謀者カーゾンが1904年4月に休養のためにインドを去り、アンプトヒル副総督下のインド政府がより慎重な政策に転じた事情もあった³⁰。

とはいえ、インド政府には、チベットへの第3国すなわちロシアの干渉を排除しようとしたカーゾンの影響が強く残っていた。実際、インド政府はラサにおけるチベット政府要人、ラマ僧およびチベット人の対英感情が償金に関するものを除いて概ね好意的であるとするヤングハズバンドの報告をインド省に送付し、彼のチベット遠征を擁護した³¹。チベットに対する中国の宗主権がネパール、ブータンなどインド北方諸国に及ぶことの影響を懸念したインド政府は、9月29日に外務省にチベット協定に関するコメントを送り、中国がチベットに関する条約をチベットに守らせる能力がないことは明らかであり、したがってイギリスは協定をチベットとじかに結ぶ必要がある、それゆえ中国の宗主権はチベットの対外関係を規制できる権力とはみなせないと指摘した³²。このようなインド政府の主張について、インド省は、インドに隣接する諸国が保有しているところの宗主国から独立して相互に外交関係を結ぶ権利は、我々が主張しているアフガニスタンの対外関係に関する立場に鑑み、イギリス政府の便宜によって左右されることはできないとの理解を示し、ランズダウンもまた、サトウにこれらの事情に留意すべしと訓令した³³。

チベットに外国の影響が及びかねないとする危機意識は、チベットにおけるイギリスの排他的権利を謳った協定第9条に列国が不満を表明したことへの対応をめぐって表面

化した。第9条について、ロシア以外にドイツ公使が不満の意を表明した³⁴。ランズダウンは必要ならば「協定第9条は外国の既存の条約上の権利を奪うものではない」との条件を付加することを、諸外国の不満を抑える方便として考慮していた³⁵。しかし、インド政府はブロードリックに対して慎重さを要求した。

ヤングハズバンドの説明を得てからのちに提示すことにしたいが、インド政府は次のように提案しておきたい。つまり、インド政府が熟慮を重ねた意見を貴下が受け取るまでは、第9条は既存の条約下における他国の権利を奪うものではないという条件を付加する問題を、これ以上中国政府にほめかすべきではないと。

中国との条約はチベットには影響しないので、そのような権利が存在することを我々は認めることができない。しかし、最恵国の権利を持っている他国が、そのような付加条件を利用して、我々が協定の下で要求したチベットにおけるすべての権利を同様に享受する権利がある、という要求を提出しかねない重大な危険が存在する。我々はこのような性質がはらむ結果の危険を冒すよりも、中国と同意協定をなして済ませることを好む。

この旨の提案がなされた時に慶親王が見せた驚きは、中国は無視されることを避けるために、不都合な約定がなくとも喜んで同意するかもしれないということを示唆しているように思われる。その一方、我々がより明確な方法でチベットにおける我々の優越を主張する危険を冒すよりも、不満を唱えている国々は我々の条件を黙認することに甘んじるかもしれない³⁶。

このように外国のチベットへの介入を嫌うインド政府は、第9条付加条件が最恵国待遇の均霑を主張する外国の干渉を招きかねないとの危険性を強調したのであった。もともとブロードリックはランズダウンの主張にも理解を示し、中国を同意協定に調印させようとするイギリス政府の政策を引き続き支持した³⁷。ランズダウンはラサ協定でイギリスが得た特権は中国と条約関係を持つ外国にも認められるという一般方針を維持することは可能であると考えたが、チベットとインドとの関係の重大性を考慮して、インド政府の主張に譲歩し、ヤングハズバンドのインド帰還までは付加条件の問題を中国にほめかさないことに同意した。ランズダウンはその理由を以下のように説明している。

我々が利用できる証拠は、事実上、中国によってこれまで外国との間に執行されてきた条約がチベットにおいて効力を持たないことを示しているように思われる。それゆえに、そのような国々が現時点において中国との条約のおかげでその国（チベット）に権利を有するものと、ほめかして認めるようなことは賢明ではないかもしれない。そのように認めることは、インド政府が懸念するように、チベットの交易所における

イギリスの利益を監視するために任命されるイギリス官吏の立場に相応する権利を、自らも任命する権利を与えるよう列国側が要求する可能性がないとは言えないからである³⁸。

ランズダウンはこのようにして、チベット内政不干渉をイギリス政府の基本方針として堅持しつつも、列国がチベットへ関心を向けつつあった状況に応じて、インド政府の立場を認めることになったのである。もっともランズダウンは中国の同意協定の交渉を北京で行う方針は変えてはいなかった。このようにして、中国の同意協定交渉が北京において行われることを予定しながら、ラサ協定そのものの修正をせまる中国の要求には応じない方針で外務省とインド省間で合意が形成される³⁹。しかし中国政府がチベットの属州化を考慮しているとのサトウからの情報は、イギリス政府の北京交渉方針を一変させることになるのである。

中国政府は一貫してチベットを属国と主張していた。1904年8月のヤングハズバンドに対して有泰が示した協定修正案は、チベットは中国の属国であり、中国皇帝はチベットの保護者であることを明記するものであった⁴⁰。実際中国外務部は9月13日に電信にて有泰にチベットは中国の属国であり、それは1890年及び93年の英中間の協定において確認されていると通告し、イギリスがチベットと正式な条約を結ぶことは中国の宗主権の喪失になると注意している⁴¹。しかし、慶親王は9月23日、サトウに対して中国政府はラサ協定に修正を求めないと述べたにもかかわらず、同日付の駐蔵大臣宛ての外務部訓令はラサ協定の修正を交渉するように指示していた。このような中国政府の矛盾に不信感を抱いたサトウの追及に対して慶親王は、中国が同意協定調印に難色を示すのは第9条が列国の最恵国待遇の侵害になりかねず、中国に困難を生み出すからだと説明し、中国はラサ協定それ自体ではなく、第9条のためにだけ反対すると答えている⁴²。10月3日、サトウの代理コックバーン（Kockburn）と会談した外務部会弁大臣那桐と伍定芳は、中国政府が受け入れ可能な解決策の取決めを駐蔵大臣に期待しすぎたこと、そして、慶親王の意図が軍機処の決定によって覆されたことが混乱の理由であると発言した。また伍定芳は、唐紹義の派遣によって中国のチベット統治が改善されることへの期待感を表明し、さらにチベットをさらに中国の直接的支配下に置くための措置として属州化することの望ましきについて、コックバーンの意見を求めた⁴³。

このような状況から、11月1日、サトウは外務省に、「中国政府は彼らにとっておそらくはチベットに関する賢明な一撃となる政策に思われるものを熟考中である。彼らは11月6日の西太后の誕生日に合わせて、その属国を属州と宣言し、中華帝国の完全な一部とすることによってゴルディオスの結び目を切ることができないかと考えていると思われる⁴⁴」と打電し、翌日さらに、唐紹儀が任務遂行のためにインドへ向かうという慶親王の発言をランズダウンに連絡した⁴⁵。中国政府の態度の変化を察知したサトウは、

同意協定の交渉をカルカッタにおいて行わせようとするインド政府案の有利性を指摘した。サトウはヤングハズバンドがラサに逗留中に、中国政府を説きつけて駐蔵大臣と同意協定調印交渉を行うことが最善であったが、ヤングハズバンドが命令を無視したことによって、すべては水泡に帰してしまったと憤っていた⁴⁶。それゆえサトウは、交渉の場をカルカッタと北京で想定した場合の長所短所を次のように指摘した。もし中国代表が交渉のためにカルカッタに出向くことに同意すれば、第9条の「いかなる外国」の対象から中国を除外する宣言ないし注釈を中国が求めるためにインドへ代表を派遣したことになり、イギリスの交渉上の立場は有利となる。しかし、もし北京で交渉すれば、イギリス側が中国にラサ協定への同意を求めなくてはならないという不利な側に立たされる⁴⁷。

中国政府の変節にランズダウンは怒りをあらわにした。ランズダウンは、中国がチベットを属州化する措置をとっても、それを以て状況が修正されるものでもないし、すでにイギリス政府が宣言した政策から撤退する気もないと述べ、中国政府へ警告を発することにプロドリックの同意を求めた⁴⁸。またインド政府は、中国のそのような行動はチベットが以前は中国本土の完全な一部でなく、中国と諸外国との既存の条約がチベットに適用されないことを自ら明白に示すようなものと指摘し、他方、ブータン、ネパール、カシミール及びインドがチベットと結んだ条約は、チベットの地位を属州へと変更によっても影響を受けることはない、と中国政府へほめかすように提案した。さらにインド政府は属州化に対する具体的対応策についても次のように提案する。もし中国がチベットを属州化することがありそうならば、予定を繰り上げてラサ協定を批准することがよいのかもしれない。ラサ協定はたとえ双方で批准されずとも片務的に批准するだけでも効力を発するので、無効ではない⁴⁹。

このような過程を経て、インド省は11月9日にインド政府の見解に従って、カルカッタへ交渉の場を移すことに同意し、外務省も速やかにサトウに対してその旨を通知するとともに、属州化によってイギリスからなんらの譲歩も得られないと中国政府に警告させる。その間、インド政府は11日に速やかにラサ協定を批准し、同時に償金の減額とイギリス軍の占領期間を短縮する宣言をチベット政府に行った⁵⁰。

小括

ヤングハズバンド使節団のチベット遠征とラサ協定の調印は、中国の協定への同意の形式をめぐって西洋列国をチベットに注視させ、秘境の地位にあったチベットを国際政治上の舞台の最前線へと押し出すことになった。その背後には、チベットを直接的影響下に置こうとするインド政府の目論見と、中国の宗主権を認める政策を維持することによってチベットの現状を保持しようとするイギリス本国政府との対立があった。そのような中で急浮上した中国のチベット属州化の動きは、皮肉なことに外務省・インド省と

いう本国政府側とインド政府とを中国に対する方針において結束させるという作用をもたらしたのである。もっとも、この事実は本国政府がインド政府によるチベット政策をそのまま追認したことを意味しない。というのは、インド政府によるラサ協定批准後、インド相ブロードリックは、協定が規定した交易所ギャンツに駐在するイギリス官吏がラサへ赴く権利を認めないことを本国政府の決定として、インド政府に伝えているからである⁵¹。イギリス政府はあくまでもチベット内政不干渉政策を堅持し、ギャンツ駐在のイギリス官吏を利用してラサのチベット政府に政治的影響力を行使しようとするインド政府の目論見を抑制したのである。

注

- 1 Dawa Norbu, *China's Tibet Policy*, Richmond, Surrey: Curzon Press, 2001.
- 2 Michael C. Walt van Praag, *The Status of Tibet: History, Rights and Prospects in International Law*, Boulder, Colorado: Westview Press, 1987.
- 3 Wendy Palace, *The British Empire and Tibet, 1900-1922*, London and New York: Routledge Curzon, 2005, chapter 2.
- 4 Alastair Lamb, *British India and Tibet 1766-1910*, London and New York: Routledge and Kegan Paul, 1960.
- 5 本稿で使用したイギリス外務省所蔵のチベット関係文書は次のとおりである。
F.O.881/7896: "Asia and China, Memorandum on Thibet [sic.]"
F.O.535/1, China, Further Correspondence respecting the Affairs of Thibet, Part I, 1903.
F.O.535/2, China, Further Correspondence respecting the Affairs of Thibet, Part II, January to March, 1904.
F.O.535/3, China, Further Correspondence respecting the Affairs of Thibet, Part III, April to June, 1904.
F.O.535/4: China, Further Correspondence respecting the Affairs of Thibet, Part IV, July to September, 1904.
F.O.535/5: China, Further Correspondence respecting the Affairs of Thibet, Part V, October to December, 1904.
- 6 F.O.881/7896, "Asia and China, Memorandum on Thibet," p. 2.
- 7 *Ibid.*, p. 2.
- 8 *Ibid.*, p. 3.
- 9 Praag, *op. cit.*, p. 32.
- 10 F.O.881/7896, "Asia and China, Memorandum on Thibet," p. 4.
- 11 Lamb, *op. cit.*, pp. 193-221.
- 12 ヤングハズバンド使節団のチベット遠征過程をめぐるインド省・インド政府・イギリス北京公使館間のやり取りは、上記 F.O.535/1-4 を参照。研究書においては Lamb, *op. cit.*, pp. 222-255, が最も詳しい。ヤングハズバンドのチベット遠征を扱った主要な研究に以下のものがある。Peter Fleming, *Bayonets to Lhasa: The British Invasion of Tibet*, (London: Rupert Hart-Davis Ltd., 1961); Shubhi Sood, *Younghusband: Troubled Campaign* (New Dehli: India Research Press, 2005). ヤングハズバンド自身の遠征記録については Francis Younghusband, *India and*

イギリス・チベット協定（1904年）と英中関係（1）（小 林）

Tibet, (London, 1910, フランシス・ヤングハズバンド『西藏—英帝国の侵略過程』村山公三訳、慧文社、2009年)を参照。

- 13 F.O. 535/5/20, India Office to Foreign Office, October 10, inclosure 1 and 6.
- 14 F.O.535/4/110, Satow to Lansdowne, September 26, 1904.
- 15 F.O.535/4/114, Satow to Lansdowne, September 27, 1904.
- 16 F.O.535/4/108, Hardinge to Lansdowne, September 23, 1904.
- 17 F.O.535/4/115, Foreign Office to India office, September 27, 1904.
- 18 F.O.535/4/116, India Office to Foreign Office, September 28, 1904.
- 19 F.O.535/5/10, India Office to Foreign Office, October 5, 1904, inclosure.
- 20 F.O. 535/5/1, India Office to Foreign Office, October 1, 1904.
- 21 F.O.535/5/2, Satow to Lansdowne, October 1, 1904.
- 22 F.O.535/5/3, Lansdowne to Satow, October 1, 1904; F.O.535/5/9, Foreign Office to India Office, October 1, 1904.
- 23 F.O.535/5/9, India Office to Foreign Office, October 4, 1904.
- 24 F.O.535/5/11, Satow to Lansdowne, October 5, 1904.
- 25 F.O.535/5/13, Lansdowne to Hardinge, October 5, 1904; F.O.535/5/19, Hardinge to Lansdowne, October 7, 1904.
- 26 F.O.535/5/21, India Office to Foreign Office, October 10, 1904.
- 27 F.O.535/5/28, India Office to Foreign Office, October 14, 1904, inclosure.
- 28 F.O.535/5/30, India Office to Foreign Office, October 17, 1904.
- 29 F.O.535/5/59, India Office to Foreign Office, November 9, 1904.
- 30 Palace, *op. cit.*, p. 9.
- 31 F.O.535/5/27, India Office to Foreign Office, October 13, 1904, inclosure.
- 32 F.O.535/4/119, India Office to Foreign Office, September 30, 1904, inclosure.
- 33 F.O.535/5/15, Lansdowne to Satow, October 6, 1904.
- 34 F.O.535/5/31, Lansdowne to Lascelles, October 19, 1904.
- 35 F.O.535/5/3, Lansdowne to Satow, October 1, 1904; F.O.535/5/33, Foreign Office to India Office, October 20, 1904.
- 36 F.O.535/3/25, India Office to Foreign Office, October 11, 1904, inclosure.
- 37 F.O.535/3/30, India Office to Foreign Office, October 17, 1904.
- 38 F.O.535/5/33, Foreign Office to India Office, October 20, 1904.
- 39 F.O.535/5/42, India Office to Foreign Office, October 24, 1904.
- 40 F.O.535/5/20, India Office to Foreign Office, October 10, 1904, inclosure 7.
- 41 F.O.535/5/53, India Office to Foreign Office, October 31, 1904, inclosure 12 and 13.
- 42 F.O.535/5/67, Satow to Lansdowne, September 29, 1904.
- 43 F.O.535/5/68, Satow to Lansdowne, October 6, 1904.
- 44 F.O.535/5/52, Satow to Lansdowne, November 1, 1904.
- 45 F.O.535/5/54, Satow to Lansdowne, November 2, 1904.
- 46 F.O.535/5/69, Satow to Lansdowne, October 6, 1904.
- 47 F.O.535/5/51, Satow to Lansdowne, November 1, 1904.
- 48 F.O.535/5/55, Foreign Office to India Office, November 2, 1904.
- 49 F.O.535/5/56, India Office to Foreign Office, November 7, 1904, inclosure.

人間文化 第28号

50 F.O.535/5/63, India Office to Foreign Office, November 12, 1904, inclosure.

51 F.O.535/5/64, India Office to Foreign Office, November 16, 1904, inclosure 3.